

府中市立矢崎小学校PTAの個人情報保護への取組みについて

個人情報とは、府中市立矢崎小学校PTA（以下、「本会」という。）が事業を継続するうえで最も大切な資産のひとつであることを認識し、個人情報の有用性に配慮して個人の権利・利益を保護していくために、個人情報の適正な取扱いを行うことが、本会の社会的責任であると考えております。

本会は、「個人情報保護方針」を次の通り定めるとともに、「個人情報保護規則」を策定し、個人情報の適正な取扱いができるようその管理を徹底してまいります。

個人情報保護方針

1. 本会は、事業の範囲内でのみ、適切な個人情報の取得、利用および提供を行い、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを行いません。
これを PTA 活動を行う者に徹底するとともに、それが守られるような措置を講じます。
2. 本会は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい（紛失含む）に対し、適切な予防策ならびに是正策を講じます。
3. 本会は、お預かりした個人情報に対して、その取扱いにおけるご本人からの相談や苦情には、適切に、かつ、迅速に対応します。
4. 本会は、PTA 活動を行う者が個人情報保護の重要性を理解し、適正な取扱方法を実施できるよう教育啓蒙を徹底します。
5. 本会は、個人情報保護に関する法令、その他規範を遵守します。
6. 本会は、上記の措置を講じるための個人情報保護規則を策定し、これを遵守するとともに、社会環境などに照らして見直しを行い継続して改善に努めます。

附則 この内規は令和5年1月20日より実施する。

令和5年1月20日制定

府中市立矢崎小学校P T A個人情報取扱規則

(目的)

1. 本規則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき府中市立矢崎小学校 P T A（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適切な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」とする。）の取扱いについて定める。

(責務)

2. 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(責任者・管理者)

3. 本会における個人情報データベースの責任者は会長とし、管理者は本部役員とする。

(取扱者)

4. 本会における個人情報のデータベースの取扱者は、常任委員とする。

(秘密保持義務)

5. 本会における個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

6. 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

7. 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- ① P T A会費納入に係る手続きと管理
- ② P T A活動に必要な名簿等の作成
- ③ 文書の送付
- ④ 役員選出
- ⑤ P T A活動の諸連絡

(利用目的による制限)

8. 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

9. 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適切に管理し、不要となった個人情報は適正かつ速やかに処分し、管理者にその旨を報告する。

(保管及び持ち出し等)

10. 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。個人の所有する電子機器に個人情報データベースを保存することはせず、役員用 USB 及び LINE WORKS 上への保存とする。個人情報データが記載されているものについてはできうる限りパスワードをかけての保存を原則とする。また、データのやりとりは LINE WORKS 上でのみ行うこととする。

(個人アカウントの SNS 等でやりとりをしない)

(第三者提供の制限)

11. 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(情報開示)

12. 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じる。

(漏えい等時の対応)

13. 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに責任者である会長へ報告する。管理者は直ちに LINE WORKS のログアウト、PW 変更の作業を行い、当該アカウントによるログインができないように対応する。

(研修)

14. 本会は、PTA 活動を行う者に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

15. 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

16. 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、本部会にて審議し承認をもって改正することができる。

附則

1. この内規は令和5年1月20日より実施する。
2. 令和5年1月20日 制定